

第 章 石川県羽咋市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方

< 第 章及び第 章のまとめ >

海岸の特性：

モデル地域のある羽咋市の海岸部は、日本海に面して対馬海流の影響を受ける開放性海域であり、直線的な千里浜海岸の北部に位置し、羽咋・滝海岸は礫海岸と砂浜海岸となっており、地域の南端には二級河川の羽咋川がある。

モデル地域の海岸は能登半島国立公園に指定され、レクリエーション施設が多数存在しており、海岸利用施設としては滝港、柴垣漁港、羽咋漁港があり、港湾、漁港も含めて海岸保全区域の指定区域がある。

石川県の海岸線の延長は 583.2km で、このうち、海岸管理者が管理する海岸で海岸保全区域は 372.8km であり、一般公共海岸区域は 117.4km である。

漂着ゴミで生じている問題：

モデル地域は、魚釣りやサーフィンなどのレクリエーションや散策など市民の憩いの場として、また、能登一の宮気多大社の神事の海岸として全国に取り上げられており利用は高いが、国内外から次から次へと漂着するプラスチック類、漁網、ロープ、流木などの大量のゴミに対応できず苦慮している。

現在、4月と7月の年2回、市民憲章に基づいた市民、ボランティア総ぐるみでの人力による海岸清掃を実施しており、財政的に機械等を活用できない状況ではあるが、立地条件からみてビーチクリーナーや重機を十分に活用できる海岸である。

モデル地域のうち柴垣海岸と羽咋一ノ宮海岸は、砂浜を車で走ることができる海岸であり、ゴミの回収や運搬に重機や車両を利用できるが未検討である。滝海岸は、礫海岸で足場が悪く、漂着ゴミの回収が困難であるとともに、海岸へのアプローチにも困難性があり、大量の漁網や漁具の漂着がみられ、その回収を検討する必要がある。

漂着ゴミの量：

羽咋・滝海岸の漂着状況には、次の3タイプがある。

通常時：通常の海流や風、波浪などによって漂着。漂着するゴミの量は、年間で約 16 t と推定された。

豪雨時：梅雨時、台風や集中豪雨などで、羽咋川水系の河川敷で草刈したヨシを主体に、市街地のゴミを含めて海岸に大量に漂着。漂着するゴミの量は、年間で約 19 t と推定された。

災害時：台風等による集中豪雨により、内陸部から流出した木材等が大量に漂着。過去に平成 14 年(1,260m³)と 16 年(1,220m³)にみられ、国の補助金により災害復旧事業を実施した。

漂着ゴミの質：

漂着ゴミの組成では、通常時の冬季には海藻が多く、豪雨時にはヨシ（灌木）が多かった。次いで、プラスチック類、木材が多くを占めていた。

漂着ゴミの回収・処理方法：

漂着ゴミの回収は、通常時には人力による作業が基本となるが、豪雨時の場合はレーキドーザによるヨシの回収、スクリーンによるヨシと砂の分離、パッカー車によるヨシの搬出等、重機を用いた作業が効率的であると考えられる。

モデル地域の海岸の大半部では、住民やサーファーによる定期的な清掃活動が既に行われてお

り、通常時のゴミの清掃活動に対応できている。この活動は、「クリーン・ビーチいしかわ」として、全県レベルの清掃活動に統合されているとともに、全国的にも先駆的な活動として大いに評価できる。一部の海岸では、上記の住民による定期的な清掃活動が行われていなかったが、本調査を通じて、地元関係者が定期的な清掃活動の開始を企画している。回収したほとんどのゴミ(可燃ゴミ、ビン類、カン類、粗大ゴミ)は、羽咋郡市広域圏組合のリサイクルセンターで処分可能である。タイヤ、ドラム缶、ガスボンベ、漁網等は、処理困難物として専門業者で処分する。

効果的な回収時期：

住民による定期的な清掃活動が、継続的に年2回(4月と7月)実施されている。これらの活動は、海岸にゴミが多く漂着する冬季明けと、海水浴場としての利用前に設定されており、ゴミの漂着時期との関係から考慮しても適当である。

漂着メカニズムおよび発生抑制：

秋季から冬季明けまでは、海流や風、波浪などによって漂着するものと考えられ、夏季前後は、ヨシを主体としたゴミが多く、豪雨によって羽咋川水系等のゴミが漂着しているものと考えられた。ペットボトルやライターの製造国をみると、韓国、中国などの海外由来のものも見られるが、国内由来のものの方が多かった。また、国内におけるライターの発生場所を推定した結果では、羽咋川流域とその近傍の地域がほとんどであった。

これらのことや豪雨時の状況から、羽咋・滝海岸に漂着するゴミの多くは、石川県内で発生し、河川を通じて、海岸に漂着していることが推測された。このため、漂着ゴミの発生抑制対策としては、海外からのゴミに加え、県内から発生するゴミを抑制することが課題と考えられる。

第 章 石川県羽咋市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方

漂流・漂着ゴミ問題の解決のためには、発生したゴミの回収・処理対策の体制作りとともに、発生源対策が重要である。羽咋市地域における現状としては、回収・処理を市や地域住民、漁業者、サーファーが主体となって実施しているが、解決すべき課題は残されている。継続的な回収・処理のためにも、これらの課題を具体的に検討する必要がある。本章では、これまでの調査結果を含め、漂着ゴミに関する現状と課題、それに対する現状の取組を踏まえ、より効果的・効率的な海岸清掃体制の構築を念頭に、望ましい漂流・漂着ゴミ対策のあり方を検討・整理した。

1. 石川県羽咋市地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題

1.1 漂流・漂着ゴミの実態調査及び清掃活動に関する取組

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」(平成 19 年 3 月)を踏まえ、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策を進めている。

1.1.1 国の取組

(1) 状況の把握

気象庁は、北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において海上漂流物目視観測を実施している。また、海上保安庁は、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、漂着ゴミ分類調査を実施している。環境省は、漂流・漂着ゴミについて、国内外の既存の予測手法等をもとに、既存予測モデルの範囲を拡大し、東シナ海等への適用を可能とするような予測手法の検討を行った。

なお、漂流・漂着ゴミについては、これまでも国及び各種団体が、実測及びアンケート調査等を実施し、医療系廃棄物も含め、その状況の把握に努めてきたところであるが、これら状況は、国内外での対策の進展等により年々変化することから、今後も、常に知見を収集することとしている。

(2) 被害が著しい地域への対策

a. 地方公共団体等の対策に対する実効性の高い財政支援等

国土交通省及び農林水産省は、洪水、台風及び外国からの漂流等による大規模な漂着ゴミが海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、これを緊急的に処理することを目的として、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充している。平成 19 年度には、本事業で処理できる対象を大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充するとともに、補助対象となる処理量を現行の「漂着量 70%」から「漂着量全量(100%)」に拡充した。また、平成 20 年度には、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。なお、本事業の採択基準は、海岸保全区域内に漂着したもの、堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から 1 キロメートル以内の区域に漂着したもの、漂着量が 1,000 立方メートル以上のもの、3 つの要件全てを満たすことである。

環境省は、平成 19 年度に災害廃棄物処理事業費補助金(漂着ゴミ処理事業分)を拡充し、災害に起因しないが、海岸への大量の廃棄物の漂着について、その処理を市町村が行う場合、当該処理事業費を補助対象とした。補助の規模要件は 150 立方メートル以上であり、

海岸保全区域外における事業について補助を行うこととしている。また、市町村が海岸漂着物を含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合に、循環型社会形成推進交付金により支援を行っている。

内閣府は、同じく循環型社会形成推進交付金により、離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行っている。

水産庁は、市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全事業において、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援している。

総務省は、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により地方交付税等の支援措置を講じている。地方公共団体は、頑張る地方応援プログラムのプロジェクトとして環境保全プロジェクト（漂流・漂着ゴミに関する活動等）に取り組むことで、その取組経費について支援を受けることができる。

b. 調査

環境省は、平成 19 年度より、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」を開始し、漂流・漂着ゴミ問題について、海岸やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル地域を選定した上で、漂着ゴミの状況の把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討している。また、NGO 等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討している。また、医療廃棄物や廃ポリタンクの漂着が認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努めている。

国土交通省は、海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなど危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針の策定を進めている。

海上保安庁は、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施している。

c. 技術開発

環境省は、廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）を活用し、重点枠として漂着ゴミの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行っている。

1.1.2 石川県の取組

(1) 県における漂着ゴミ処理対策

a. 災害による漂着流木等の処理

洪水・台風等の災害により、木材等が海岸に大規模漂着した場合は、県（海岸管理者）が、国の補助を受けて漂着物の処理を実施している。

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の実施状況

・平成 14 年度 羽咋市千里浜海岸で流木除去（1,260 m³）

・平成 16 年度 羽咋市千里浜海岸で流木除去（1,220 m³）

b. なぎさ保全対策推進に係る助成

県（土木部）は、羽咋市千里浜海岸（なぎさドライブウエー）の保全対策推進のため、羽咋郡市広域圏事務組合が実施している千里浜海岸の清掃事業等に、昭和 51 年度から助成している。

また、同組合に対して、レーキドーザを無償で貸し付けしている。

(2) ボランティア、団体等との連携

a. 「クリーン・ビーチいしかわ」との連携

毎年、県内全域において 10 万人以上の県民がボランティアで活動に参加している「クリーン・ビーチいしかわ」と、県は市町とともに連携し、海岸の環境保全に取り組んでおり、また、「クリーン・ビーチいしかわ」の活動費等に対して、県（農林水産部）は、助成している。

b. 石川県産業廃棄物協会のボランティア活動

原因者が不明な木材が、海岸に大量に漂着した場合、沿岸市町はその処理に困窮しているのが実態である。

県（環境部）は、市町等の要請を受け、漂着木材のリサイクル処理を依頼し、石川県産業廃棄物協会の協会員がボランティアにより処理を行った。

(3) 調査、啓発等の実施

a. 海辺の漂着物調査

県（環境部）は、平成 8 年度より、羽咋市の海岸において、羽咋市等と連携し、漂着物調査を実施し、その資料を環日本海環境協力センターに提供している。

b. 県民への広報

漂流・漂着ゴミは、船や外国からと思われるもののほか、国内の河川等から発生するものも多くあることから、県民等に対して、ゴミの適正排出や散乱防止の啓発を図っている。

また、近年、外国からと思われる医療廃棄物や薬品の入ったポリタンクが漂着していることから、県（環境部）は、漂着や漂着する恐れがある情報を得た場合、市町等にその情報を提供するとともに、ホームページやマスコミを通じて、広く県民に注意喚起を図っている。

1.1.3 羽咋市の取組

羽咋市の市民憲章に基づいた海岸清掃活動である「クリーン・ビーチいしかわ」について、羽咋市は県とともに連携して、海岸の環境保全に取り組んでいる。この活動に市の職員も積極的に参加するとともに、収集・運搬・処分作業の事前準備、当日の作業指揮をとるなどの体制を組んでいる。

また、年2回の海岸清掃活動やそれ以外の海岸清掃活動で発生したゴミについて、運搬・処分費用を負担するとともに、「クリーン・ビーチいしかわ」の活動費等の助成も行なっている。

1.1.4 地域の取組

地域住民は、年2回の定期的な海岸清掃活動である「クリーン・ビーチいしかわ」に、多数が参加している。これ以外でも、漁業者・学生・サーファー等が、定期的あるいは不定期に海岸清掃を行なっている。

1.2 地域の海岸清掃活動に関する現状と課題

1.2.1 「クリーン・ビーチいしかわ」の清掃活動の現状

調査対象地域の清掃活動に関しては、既に、住民による定期的な清掃活動が行われており、従来から、羽咋市の市民憲章に基づいて地域住民が海岸清掃を行っていたものを、他の地域の同様な活動とともに、「クリーン・ビーチいしかわ」として全県レベルの清掃活動に統合されたものである。

羽咋市では、4月と7月に定常的（年中行事的）に市民運動として、すでに30年にわたって清掃活動を行っており、多くの地域住民がゴミの回収に参加している。ゴミ袋は「クリーン・ビーチいしかわ」が配布し、回収された漂着ゴミの収集・運搬・処分費は各市町村が負担している。また、最近は、これらの定期的な活動とは別の不定期清掃活動（特に漁協・学生・サーファー等による）も行われてきている。

1.2.2 「クリーン・ビーチいしかわ」の活動の現状

クリーン・ビーチいしかわは、海岸清掃の活動組織としては先駆的であり、活動内容も充実しているために、全国レベルで良好な手本となるものである。

クリーン・ビーチいしかわの活動報告から、その活動の詳細をとりまとめて、表 1.2-1 に示す。

クリーン・ビーチいしかわの実行委員会は、名誉会長（県知事）顧問（議会議長、市長会長、市議会議長会長など）、会長（エフエム石川社長）、実行委員（各市町長など）からなる実行委員会が設置されている。

事務局は、エフエム石川内に置かれている。実際の活動の本体はここにあり、本業と兼務しながら、2～3名のスタッフで対応しているのが現状である。

また、幹事会は、各市町での窓口となる部課の長、国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所海岸課長、県関連部課の長、エフエム石川などからなる幹事会が設置されている。

1995年4月から活動が開始され、現在までに約15年の歴史がある。年間10万人以上の参加者があり、累計で140万人の参加者となった。

また、関連する数々のイベント等が行われている。これらは、漁民の森づくり、韓国や他県との交流、海辺のごみ回収マニュアルの作成、漂流物展の開催、調査研究などである。

表 1.2-1 クリーン・ビーチいしかわの活動の詳細（活動概要、活動状況等）

1. 活動概要

実行委員会

・名誉会長（県知事） 顧問（議会議長、市長会長、市議会議長会長など） 会長（エフエム石川社長） 実行委員（各市町長など） からなる実行委員会が設置されている。

・目的：以下を目標とする。

美しい石川の渚を取り戻し、白砂青松を蘇らせる基盤づくり
野鳥や海の生きものを残酷な被害から守る海の環境・ルールづくり
沿岸漁業資源の回復に良好な豊かな海づくり
森林、河川を守る基盤づくり

・事業：次の事業を行う。

クリーン・ビーチ活動の企画、諸機関との連絡・調整及び推進に関すること。

活動を、ひろく県民に周知し、参加を呼びかけ、実践を通して環境保全と市民のモラル向上に寄与すること。

今後の活動の進展に必要な提言をすること。

・事務局をエフエム石川内に置く。

幹事会

・各市町での窓口となる部課の長、国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所海岸課長、県関連部課の長、エフエム石川などからなる幹事会が設置されている。

・活動規約の前文には、「石川県下の海岸線 583km を舞台に繰り広げられる清掃活動「クリーン・ビーチいしかわ」に協調、クリーン・ビーチいしかわ実行委員会のもと、全市町村が一体となって、または市民運動をあと押しして、渚（なぎさ）の一斉清掃、川筋の清掃等を実施し、海岸及び自然環境の保全と地域の美化に資する。」とある。

1.1 清掃活動の基本原則

- (1) 清掃活動の範囲は、それぞれの市町村または市民団体などが決めた海岸、河川、湖沼とし、運動に呼応する人たちの動員のもとにボランティア活動として実施する。
- (2) 清掃活動の実施日は、活動計画に基づくことを原則とし、天候・海況などにより、当日実施困難な場合は、中止や予備日を設けるなど地域ごとに対応する。
- (3) 清掃活動の内容は、海岸や河川、湖沼の漂着物、廃棄物の回収作業とし、回収された廃棄物などは可燃物と不燃物に分別し、実行委員（市町村長）の指示のもとに処理を行う。
- (4) 清掃活動のための資材は、県、県漁業協同組合連合会と実行委員会事務局（以下「事務局」という）が協力して管理し、調達、保管、配布のための連絡などにあたる。
- (5) 清掃活動によって生じた諸問題については、事務局が整理して報告書にまとめる。

2.2 清掃活動の地域別活動計画

- (1) 清掃活動は、実行委員（市町村長）の指揮のもとに、幹事がリーダーとなって効率的に実施する。この際、幹事はあらかじめ地域内の協議を経て事務局あてに行動計画書（別紙）を提出する。提出期限は、実施日の10日前までとする。
- (2) 清掃活動を円滑に実施するため、地域ごとに実行委員（市町村長）を中心として企画調整、動員計画、回収、分別処理、記録などの組織を編成し、責任体制を明確にする。
- (3) セレモニーやイベントの実施、集合場所の決定にあたっては、実行委員（市町村長）が必要に応じて漁業協同組合、関係機関、参加団体、事務局などと協議する。
- (4) 清掃活動に必要な軍手、こみ袋などは、行動計画書に基づき県が市町村へ連絡、市町村は実施の3日前までに受理する。
- (5) 清掃活動終了後は、幹事が活動結果を報告書にまとめて事務局に提出する。

その他

- ・資金は、県と各市町の助成金、事業所の協賛金である。
- ・清掃活動の支援は、ゴミ袋の配布と、ラジオ放送で実施日時、場所等を事前告知し、参加を呼びかけている。
- ・活動報告は、毎年次ごとに、30ページ程度の冊子にまとめられ、公表・配布されている。

2.活動状況

- ・活動状況については、年次ごとに発行されている活動報告から、以下のとおりである。

年次	活動状況（設立から現在まで）
1994年	<ul style="list-style-type: none"> ・エフエム石川が開局5周年記念キャンペーンとして提唱 ・12月：関係機関・団体とともに、実行委員会設立準備幹事会
1995年 49,119名 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・1月17日（阪神大震災の日）：実行委員会設立総会 海に面した8市17町でスタート ・4月：開始宣言式（押水町今浜1,000人参加）。各地で実践活動展開 ・6月：クリーン・ビーチいしかわ新聞第1号発刊 ・6月：クリーン・ビーチいしかわ in かなざわ（金沢市専光寺）スタート ・7月：玉村豊男トークエッセイ「自然と人をつなぐもの」（金沢市民芸術ホール） ・9月：作文・絵画コンクール ・10月：「ライフスタイルを見直そう」など提言
1996年 123,786名 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・1月：海と渚のシンポジウム「山から川から海から始める自然保護」開催（エルフ金沢） ・第16回全国豊かな海づくり大会テーマ館に出展（珠洲市蛸島） ・年間延べ参加者は倍増し10万人を超えた。約200ヶ所で清掃活動を実施した。 ・全市町村参加の実行委員会組織となった。海・山・川の一体性から、海に面しない16町村の参加を得た。なお、現在では、市町村合併により10市9町 ・3月：海岸でのメッシュ調査 - 海辺の環境指標づくりが、中学・高校生ら500人によって実施された。（秋まで） ・7月：初の「海の日」で一斉清掃（金沢市など13会場に17,000人参加）

年次	活動状況（設立から現在まで）
	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の写真展を各地で開催（以後継続実施） ・エフエム石川では、キャンペーン番組、ボランティア参加者募集などの放送を行った。（以後継続実施）
1997年 108,251名 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・1月：島根県沖の日本海でロシア船籍のタンカー「ナホトカ」号の浸水事故発生、大量の重油が流出した。5月まで対応した。1府8県で約59,000キロリットルの重油が回収され、石川県では38%に当たる22,305キロリットルを回収した。回収人員は、約20万人（自衛隊1.5万人、ボランティア9.7万人、住民職員9万人）であった。 ・各地での活動が多様化。年間延べ参加者は、ナホトカを除き約10万人 ・6月：金沢市の専光寺浜など5会場で海岸清掃（3,600人参加） ・7月：ライブ「クリーン・ビーチいしかわ in C.C.Z」（松任市徳光）
1998年 105,717名 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・各地での活動が引き続き活発。大会形式のイベント型も新たに企画され、運動は定着してきた。 ・5月：エフエム石川で、定時番組「ラブ・アワ・ビーチ」放送開始 ・6月：初の県内統一デー（金沢市、小松市、宇ノ気町で7,000人）
1999年 115,387名 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・6月：クリーン・ビーチいしかわ in かなざわ、雨のため7/4に延期（3,000人） ・7月：海と渚のシンポジウム「日本海と私たちの暮らし」（七塚町民センター） ・金沢工業大学環境システム工学科の敷田麻実研究室に、クリーン・ビーチいしかわの社会的・経済的価値の評価、清掃活動の効率化調査を実施し、「便益が費用を大幅に上回って大変に有益であり、今後も推進していくべきだ」との研究結果を得た。（2000年にかけての2年間） ・10月：イメージキャラクターのやどかりの愛称が「海（かい）くん&渚（なぎさ）ちゃん」に決まる。
2000年 119,118名 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・3月：5周年記念感謝状贈呈 ・5月：県内統一デー（金沢市、根上町、押水町、鹿西町、穴水町、能都町で5,000人） ・8月：漂流物展をスタート。海岸に打ち上げられたさまざまな漂流物、貝殻などの自然物やペットボトル、ライター、医療廃棄物など500点で、トランク11個に収納されている。（以後継続実施） ・9～10月：自然と触れ合った海岸林観察会を開催（小松市安宅、加賀市加佐岬）
2001年 109,906名 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・5月：県内統一デー（金沢市、小松市、七尾市、根上町、鹿西町、能都町、尾口村で25,000人） ・5月：海辺のごみ回収マニュアルを5,000部作成 ・10月：学生クリーン・ビーチいしかわ大作戦スタート（松任市徳光） ・第21回全国豊かな海づくり大会で、大会会長賞を受賞
2002年 120,733名 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・5月：県内統一デー（金沢市、七尾市、根上町、鹿西町、能都町で5,000人） ・7月：漂流物展に、トランクに組み込んだパソコンでクリーン・ビーチいしかわの活動を紹介する「スライドショー」が登場 ・9月：学生クリーン・ビーチいしかわ大作戦（穴水町潮騒の道）
2003年	<ul style="list-style-type: none"> ・1月：県外の環境ボランティア団体「NPO クリーンふくおかの会」と初の交流

年次	活動状況（設立から現在まで）
108,435 名 参加	<p>会。</p> <p>今後も情報交換など積極的に交流を行い、互いの活動の進展に役立てていこうと申し合わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月：県内統一デー（金沢市、七尾市、内灘町、能都町、鹿西町、門前町で 5,400 人参加） ・ 6 月：福岡のラブアース・クリーンアップに参加、交流を深める。 ・ 6 月：リセットクリーンアップ石川「海岸おそうじし隊」（内浦町のとふれあい海洋センター付近海岸） ・ 8 月いしかわっ子「山から海への大冒険」（手取川上流から河口） ・ 9 月：学生クリーン・ビーチいしかわ大作戦（美川町小舞子海岸） ・ 10 月：いしかわ漁民の森づくりで広葉樹の苗 600 本を植樹（加賀市加佐岬） ・ 10 月上旬：韓国水産会に「日韓両国が海岸ごみ問題に手を携えて取り組もう」という趣旨の提案書を、大日本水産会を通じて渡す。 ・ オリジナルのゴミ袋を作成
2004 年 111,041 名 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月：日韓環境保護友好の森づくりに特別参加（韓国釜山） ・ 5 月：県内統一デーに金沢会場で、参加団体の中からクリーン・ビーチいしかわキャプテン（海岸清掃全般をリードし、安全上の注意と海岸ゴミについて理解し、ボランティアにアドバイスできること）が誕生し、海岸清掃をリードする（金沢市、松任市、能都町、門前町、4,100 人参加） ・ 8 月：いしかわっ子「若鮎たちの川のぼり」（金沢市浅野川） ・ 10 月：いしかわ漁民の森づくり（加賀市片野海岸で広葉樹 500 本植林）
2005 年 132,865 名 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月：県内統一デー（金沢市、白山市、中能登町、門前町、能登町で 12,500 人参加） ・ 7 月：いしかわっ子「若鮎たちの川のぼり」（金沢市浅野川） ・ 9 月：学生クリーン・ビーチいしかわ大作戦 5 周年（大野・金石・金沢港周辺） ・ 9 月：クリーン・ビーチいしかわ発足 10 周年記念事業（金沢みなと会館） ・ 9 月：「海との歩みのミーティング」海が結ぶ交流“釜山～福岡～石川”
2006 年 120,700 名 参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月：県内統一デー（金沢市、白山市、能登町で 5,000 人参加） ・ 7 月：ビーチフラッグ大会 in 内灘（内灘海水浴場、男女 48 人の 12 チームが参加） ・ 9 月：いしかわ海辺の森づくり in 小松（小松市安宅海岸。クロマツ 100 本植樹） ・ 9 月：学生クリーン・ビーチいしかわ大作戦 2006（加賀市塩屋、片野海岸、山中温泉） ・ 10 月：いしかわ漁民の森づくり in 志賀（志賀町給分。ケヤキ、コナラ 300 本植樹）
2007 年 120,776 名 参加累計 1,445,834 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月：県内統一デー（金沢市、白山市、能登町、中能登町で 11,100 人参加） ・ 9 月：学生クリーン・ビーチいしかわ大作戦 2007（羽咋市柴垣海岸長手島清掃、砂像作り、国立能登青少年交流の家で交流） ・ 10 月：いしかわ漁民の森づくり in 七尾（七尾市城山スキー場跡地。クヌギ、コナラ、ヤブツバキ 500 本植樹）

クリーン・ビーチいしかわ2008年度活動実績

市・町	日時(曜日)開始時刻	場所	参加人数	実施主体など
金沢市	4/13(日)9:00	河北潟周辺一帯	850	「河北潟クリーン作戦」河北潟自然再生協議会
	5/25(日)7:00	打木・下安原・佐奇森・専光寺・普正寺・大野・粟崎浜	5,200	「クリーン・ビーチいしかわinかなざわ」クリーン・ビーチいしかわ実行委員会、各種団
	6/1(日)	犀川	70	新野町校下町会連合会
	7/13(日)7:00	粟崎浜	500	粟崎校下町会連合会
	7/13(日)	金沢港	100	石川県釣り団体協議会
	7/18(金)	金沢港水産岸壁	25	石川県漁協金沢支所
	7/20(日)8:00	金石・大野海岸	2,420	金石町会連合会・大野町会連合会
	"	下安原海岸	250	安原地区町会連合会
	7/27(日)7:00	普正寺浜	20	県障害者スポーツ協会
	7/29(火)18:00	犀川	10	日本動物美容看護学校
	8/25(月)7:30	犀川	220	石川県理容組合
	9/6(土)9:00	河北潟周辺	600	イオン株式会社
	9/7(日)	大浜海岸	120	「NSAサーファーズビーチクリーンACT2008」日本サーフィン連盟石川支部
	9/14(日)6:00	犀川	70	犀川両岸健康利用推進会
10/19(日)8:00	金沢港	98	石川県釣り団体協議会	
10/29(水)	犀川	400	金沢市シルバーセンター会員	
10/30(木)10:00	専光寺浜	480	安原小学校	
七尾市	5/18(日)	鹿渡島・観音埼灯台周辺海岸	70	海上保安部、鶴浦町子供会
	6/1(日)	八ヶ崎海水浴場(能登島八ヶ崎町)	30	能登島八ヶ崎町会
	6/1(日)	能登島鰻目町周辺海岸および漁港	200	能登島鰻目町会
	6/8(日)	能登島祖母ヶ浦町周辺海岸および漁港	30	能登島祖母ヶ浦町会
	"	能登島長崎町周辺海岸および漁港	20	能登島長崎町会
	6/22(日)	松島海水浴場(能登島野崎町)	80	能登島野崎町会
	"	東浜町周辺海岸および漁港	52	東浜町会
	7/6(日)	桜川	83	御被公民館
	"	八ヶ崎海水浴場(能登島八ヶ崎町)	30	能登島八ヶ崎町会
	"	鶴浦町周辺海岸および漁港	200	鶴浦町会
	"	いいPARK七尾海水浴場(庵町)	25	庵町会
	"	佐々波町周辺海岸および漁港	100	佐々波町会
	"	黒崎町周辺海岸および漁港	45	黒崎町会
	"	大泊町周辺海岸および漁港	100	大泊町会
	7/13(日)	松島海水浴場(能登島野崎町)	80	能登島野崎町会
	"	庵町周辺海岸および漁港	50	庵町会
	7/20(日)	大泊町周辺海岸および漁港	100	大泊町会
	"	大野木町周辺海岸	50	大野木町会
	"	江泊町周辺海岸および漁港	60	江泊町会
"	白鳥町周辺海岸および漁港	40	白鳥町会	
"	百海町周辺海岸および漁港	50	百海町会	
"	虫崎町周辺海岸	20	虫崎町会	
"	石崎漁港	80	石川県漁協七尾支所船主会	
9/20(土)	能登島マリンパーク海族公園	200	「クリーン・ビーチいしかわin七尾」七尾マリンシティ推進協議会、七尾商工会議	
10/17(金)	七尾マリンパーク広場、東部校区地	71	東部校区地域教育力向上会議	
小松市	3/30(日)	木場潟、梯川、八丁川、鍋谷川、前川など	5,000	「梯川水系クリーン作戦統一デー」小松・小松東・小松シティRC、市、小松商工会議所、地元住民、ほか
	4/20(日)9:00	安宅海岸	12	チームシーバスハンターズ
	4/25(金)9:00	安宅海岸、木場潟、(憩いの森)	786	小松工業高校
	5/18(日)10:00	安宅海岸	63	立正佼成会
	5/29(木)9:00	草野海岸	140	自衛隊
	6/1(日)8:00	安宅海岸、草野海岸、梯川河口	2,000	「クリーン・ビーチいしかわinこまつ」市、安宅校下町内会等関係団体、企業、ボランティア団体、学校等
	6/8(日)	江指町地内梯川堤防	12	町内会
	"	馬場町地内粟津川堤防	40	町内会
	"	那谷町地内那谷川堤防	50	町内会
	6/8(日)と9/21(日)	安宅漁港	55	石川県漁協小松支所
	6/15(日)9:00	安宅河口	10	チームシーバスハンターズ
	6/22(日)	今江町地内梯川堤防	150	町内会
	"	千代町地内鍋谷川堤防	150	町内会
	"	古府町地内鍋谷川堤防	80	町内会
	"	河田町館地内鍋谷川堤防	110	町内会
	"	河田町谷地内鍋谷川堤防	25	町内会
	"	下八里町地内鍋谷川堤防	48	町内会
	"	上八里町地内鍋谷川堤防	60	町内会
	6/28(土)	池城町地内郷谷川堤防	3	町内会
	6/28(土)、7/6(日)	平面町地内八丁川堤防	11	町内会
	7/2(水)	安宅海岸	237	小松市立安宅中学校
	7/6(日)	五国寺町地内梯川堤防	41	町内会
	7/13(日)	鶴川町地内仏大寺川堤防	60	町内会
	"	上荒屋町地内粟津川堤防	30	町内会
	"	沢町地内郷谷川堤防	70	町内会
	7/27(日)	中海町地内淳上川堤防	70	町内会
	8/2(土)7:00	大川町～石田橋梯川堤防	105	江口組
8/3(日)	湯上町地内粟津川堤防	10	町内会	
"	布橋町地内郷谷川堤防	30	町内会	
8/10(日)午前	安宅海岸	8	ローターアクトクラブ	

市・町	日時(曜日)開始時刻	場所	参加人数	実施主体など
輪島市	4/29(火)	袖ヶ浜	37	天理教石川教区能登支部
	5/30(金)	市内一円(袖ヶ浜海岸他)	50	輪島市美しい町づくり推進協議会
	6/15(日)	袖ヶ浜	80	石川県漁協輪島支所輪島崎女性部
	6/17(火)13:30	渋田町 三つ子浜 漂着物	10	南志見小学校
	6/19(木)13:30	町野町大川 白崎海岸 "	27	町野小学校
	7/1(火)	鹿磯海岸(遠足と社会奉仕)	76	輪島市立門前高校1年生
	"	間の浜 "	52	" 3年生
	7/5(土)10:30	触倉島	25	連合 他
	7/6日(日)10:00	袖ヶ浜海岸「クリーンアップ能登」清掃とひらめの稚魚放流	120	キリンビール(株)石川支社、海の星幼稚園、袖ヶ浜を美しくする会、市職員 他
	7/28(月)午前	七ツ島「わじまっこの体験学習」	22	国土交通省北陸地方整備局、門前東小学校
	" 午前	"	10	国土交通省北陸地方整備局、鳳至小学校
	7/29(火)午前	"	21	国土交通省北陸地方整備局、河原田・南志見小学校
	" 午後	"	13	国土交通省北陸地方整備局、河井小学校
	7/30(水)午前	"	10	国土交通省北陸地方整備局、三井小学校
	" 午後	"	5	国土交通省北陸地方整備局、鶴巣小学校
	7/31(木)午前	"	21	国土交通省北陸地方整備局、大屋小学校
	" 午後	"	17	国土交通省北陸地方整備局、町野小学校
	8/1(金)午前	"	14	国土交通省北陸地方整備局、門前西小学校
	" 午後	"	6	国土交通省北陸地方整備局、西保小学校
	10/3(金)13:30	渋田町 三つ子浜 漂着物	10	南志見小学校
10/16(木)13:30	町野町大川 白崎海岸 "	30	町野中学校	
10/30(火)9:00	市内一円(袖ヶ浜海岸他)	50	輪島市美しい町づくり推進協議会	
年間	袖ヶ浜・鴨ヶ浦海岸	300	袖ヶ浜を美しくする会	
年間	曾々木海岸	100	曾々木を美しくする会	
年間	南志見海岸・三つ子浜	100	南志見海岸を美しくする会	
年間	大沢海岸	50	大沢名勝保存会	
年間	琴ヶ浜海岸	180	劔地区	
10/4(土)	石川県健康の森	260	「いしかわ漁民の森づくりin輪島」クリーン・ビーチいしかわ実行委員会	
珠洲市	4/26(土)	鉢ヶ崎海岸	34	珠洲実業高校吹奏楽部、飯田高校吹奏楽部
	6/22(日)	宝立海岸	363	宝立小学校、宝立中学校、珠洲実業高校、珠洲市内郵便局会社、見附観光協会他
	6/28(土)14:00	三崎海岸	70	石川県漁業協同組合 ずす支所、三崎地区三級船組合員他
	7/6(日)5:00	珠洲市海岸全域	4,000	珠洲市、区長会連合会
	9/23(火)	管内海岸線	23	石川県漁協ずす支所青壮年部、女性部
9/30(火)	"	23	"	
加賀市	6/15(日)8:00	「クリーンビーチ&リバーインかが」塩屋海岸	592	塩屋町・消防団・郵便局株加賀支店
	"	上木海岸	155	上木町・大聖寺地区各町内会
	"	片野海岸	502	片野町・消防団
	"	黒崎海岸	80	黒崎町
	"	橋立海岸	220	大聖寺高校、橋立地区まちづくり推進協議会
	"	塩浜・篠原海岸	317	塩浜町・篠原町・金明地区まちづくり推進協議
	"	伊切海岸	308	伊切町・勤橋商会
	"	新保海岸	85	新保町
	"	柴山潟	1,300	片山津地区まちづくり推進協議会・連合石川
	"	鶴仙溪	120	山中温泉町内会・山代少年野球クラブ
8/30(土)	その他(河川・町内外清掃)新・旧橋立港	1,173	大同工業・三谷地区住民・熊坂町	
200	石川県漁協加賀支所			
羽咋市	4/22(日)6:00	千里浜海岸	300	羽咋青年会議所、羽咋市教育委員会
	5/3(土)	滝港、柴垣漁港間の海岸	41	石川県漁協羽咋支所
	5/10(土)9:00	千里浜海岸	21	A B B(株)電力事業部
	7/5(土)	柴垣漁港周辺	68	石川県漁協柴垣支所
	7/6(日)9:00	千里浜海岸	50	天理教羽咋支部青年会
	7/19(土)	滝港、柴垣漁港間の海岸	44	石川県漁協羽咋支所
	7/20(日)6:00	千里浜海岸	300	羽咋ロータリクラブ、羽咋市教育委員会
	8/11(月)	千里浜	15	富山県立大学
	8/19(火)	柴垣漁港周辺	65	石川県漁協羽咋支所
	8/25(日)9:00	千里浜海岸	30	理容組合
	8/30(土)7:00	出浜海岸	30	参天製薬(株)能登工場
	9/18(木)10:30	千里浜海岸	200	「観光地をきれいにしようキャラバン隊」石川県バス協会
	8/28(木)	千里浜	120	海辺の漂着物調査、稚魚の放流、塩づくり
	10/25(土)	邑知潟一帯	320	邑知潟周辺住民、地元企業団体

市・町	日時(曜日)開始時刻	場所	参加人数	実施主体など
かほく市	4/14(月)	河北潟	100	かほく市勤労者協議会
	4/29(火)	高松海岸	70	天理教石川教区金沢支部
	5/8(木)	かほく市海岸	30	民宿やまじゅう
	5/29(木)	高松北部海水浴場	30	看護大学
	6/1(日)	大海川	30	高松・大海地区住人
	6/26(木)	かほく市海岸	100	七塚小学校
	6/29(日)	かほく市白尾海岸	100	米丸小学校保護者会
	7/5(土)	"	50	富士通職員会
	7/11(金)	かほく市海岸	100	宇ノ気中学校
	7/13(日)	"	2,616	「かほく市海浜一斉清掃」かほく市
	7/24(木)	かほく市白尾海岸	100	宇ノ気小学校
	8/10(日)	遠塚海岸	30	クラブレッツ
	8/24(日)	高松地区市街地	30	理容師協会
	8/31(日)	かほく市海岸	30	民宿やまじゅう
9/6(土)	河北潟	200	イオンかほく店	
9/24(水)	大崎海岸	30	金沢工業大学	
12/15(月)	高松南インター付近海岸	15	グループホームひこじ	
白山市	4/20(日)	白峰地区一円道路・水路等	200	白峰地区住民
	4/27(日)	手取川サガン	40	美川自然クラブ会員、美川小児童
	4/28(月)	徳光海岸	70	茶道裏千家淡交会青年部石川支部、石川南
	4/29(火)	"	640	天理教石川教区加賀支部、金沢支部
	5/17(土)・7/22(火)	国道360号(ハープロード)沿い	200	尾口地区老人会
	5/25(日)7:00	徳光海岸	700	「クリーン・ビーチいしかわinはくさん」 クリーン・ビーチいしかわ実行委員会、各種団
	5/27(火)	環境美化活動・花の植栽	20	河内ボランティアの会
	6/8(日)	市内一円道路・水路等	12,000	「第1回市内クリーン作戦」松任・鶴来地域
	6/8(日)7:00	国道157号鶴来水戸町地内桜並木	100	鶴来水戸町町内会
	6/8~7/29(9回)	小舞子海岸	74	美川商工会青年部
	6/8~8/3(8回)	安産川・平瀬川・藤兵川・清水川・亀淵川・道場川清掃	233	美川地域各土地利用組合、平加町内会、安産川を美しくする会
	6/15(日)7:00	環境美化運動・花いっぱい運動	500	鶴来地域各町内会、花の会
	6/17(火)	徳光海岸	150	白山市立北星中学校3年生
	6/22(日)6:30	市内海岸全域(約12.7km)	3,000	「白山市海岸美化清掃」松任地区老人会連合会、美川地域公民館連合会
	6/22(日)7:00	三ツ瀬町~阿手町地内道路沿い	29	「山里親水空間保全事業」白山市鳥越支所
	7/6(日)	吉野谷地域道路・用水	400	吉野谷地域各町内会
	7/6(日)8:00	大日川河川敷(河合町~左礫町地)	20	「大日川河川愛護奉仕作業」大日川友釣り同
	"	鳥越地域道路・大日川等	895	「道路・河川愛護作業」鳥越地区住民
	"	白峰地区一円道路・水路等	200	白峰地区住民
	7/11(金)	徳光・小川・上小川海岸	50	松任建設業協同組合(海岸漂着流木回収)
7/12(土)8:00	山上郷橋~手取川河口	4,000	「第15回手取川クリーン作戦」手取川クリーン作戦実行委員会、各町内会、各種団体	
7/13(日)	河内地域内道路・河川	300	河内地区各町内会、河内地区15事業所	
7/20(日)9:00	小舞子海岸(ビーチサッカー大会)	1,000	美川商工会青年部	
7/20(日)	直海谷川漁業組合河川清掃活動	15	直海谷川漁業組合	
7/31(木)17:00	美川地区幹線道路	50	美川建設業協同組合	
9/7(日)8:00	白峰地区一円道路・水路等	100	白峰地区住民(地区総人夫)	
9/23(火)	七ヶ用水(山島地区の大慶寺用水)	100	手取川右岸地域用水対策協議会	
10/12(日)8:30	県営手取公園(美し河原公園周辺)	130	KFCふれ愛クラブ、美川L.C	
10/26(日)	市内一円道路・水路等	15,000	「第2回市内クリーン作戦」市内各町内会	
能美市	5/18(金)	山口町グリーンビーチ	83	能美市山口町小学校PTA
	6/18(水)18:00	"	90	ソニック&インフォメーションデ「イ」ス(株)根上事業所
	7/6(日)	能美市海岸全域	2,000	能美市、能美市根上校下壮年団
9/17(土)	山口町グリーンビーチ	300	「学生クリーン・ビーチいしかわ大作戦2008」学生クリーン・ビーチいしかわ実行委員会、クリーン・ビーチいしかわ実行委員会	
川北町	4/13(日)9:00	川北町コミュニティ-&スポーツ公園	500	川北町教育委員会
	7/12(土)7:00	サンアリーナ川北周辺	450	川北町壮年団、川北中学校
	8/3(日)6:00	川北町コミュニティ-&スポーツ公園	300	川北町
野々市町	5/17(土)	主要幹線道路	234	野々市町職員労働組合
	7/6(日)	全域	8,672	「ののいっ子を育てる」町民会議
	7/13(日)	自転車道路・歩行者道	62	(社)野々市町シルバー人材センター
	9/20(木)	主要駅周辺等4箇所	130	野々市町老人会連合会
	"	自転車道路・歩行者道	27	(社)野々市町シルバー人材センター
年間12回実施	主要幹線道路等	1,092	野々市町民(アダプトプログラム事業として実施したもの)	
津幡町	5/15(木)13:30	学校周辺、公園、中津幡駅、津幡川堤防	272	津幡中学校2年生、教職員
	6/8(日)6:00	町内一円	4,000	「まちづくり美化大作戦」公民館単位の町内会
	8/23(土)9:00	県道南中條、津幡停車場線	350	津幡南中学校生徒、教職員
	10/5(日)6:00	町内一円	4,000	「まちづくり美化大作戦」公民館単位の町内会

市・町	日時(曜日)開始時刻	場所	参加人数	実施主体など
内灘町	4/25(金)	内灘海水浴場	300	内灘高校生徒、教職員、PTA役員
	7/13(日) 7:00	内灘海岸	1,900	内灘町
	7/27(日)	内灘海水浴場	750	「コスモアースコンシャスアクトクリーンキャンペーン」内灘、コスモ石油、エフエム石川
志賀町	4/6(日) 5:00	赤崎海岸	120	赤崎区
	4/28(月) 14:00	増穂浦海岸	113	富来小学校
	5/25(日) 6:00	七海海岸	80	富来七海地区
	6/1(日) 6:00	鹿頭海岸	146	鹿頭区
	"	"	130	石川県漁協西海支所
	6/6(金)	赤住海岸	25	石川県漁協志賀支所女性部
	" 14:00	千鳥ヶ浜海岸	120	高浜高校
	6/8(日) 6:00	福浦海岸	150	福浦区
	" 5:00	赤崎海岸	120	赤崎区
	6/18(水) 9:00	大島海岸	10	シルバー人材センター
	7/2(水) 6:00	大島海岸	100	大島区
	7/9(水) 9:00	大島海岸	120	(株)北陸電力
	7/12(土) 6:00	増穂浦海岸	45	北國銀行(株)
	7/13(日) 6:00	笹波浜田海岸	95	笹波区
	"	安部屋海岸	12	安部屋区
	"	増穂浦海岸	95	酒見区
	"	上野海岸		石川県漁協志賀支所女性部
	7/16(水) 9:00	増穂浦海岸	140	(株)北陸電力
	7/19(土)	西海地区海岸線一帯	450	石川県漁協西海支所
	"	安部屋海岸		石川県漁協志賀支所女性部
	7/20(日) 6:00	千鳥ヶ浜海岸	1,000	「クリーン千鳥ヶ浜作戦」高浜区など22地区
	" 9:00	増穂浦海岸	50	北國銀行従業員組合
	" 10:00	増穂浦海岸	60	東増穂育成会
" 6:00	増穂浦海岸	90	酒見区	
" 10:00	安部屋海岸	8	安部屋区	
7/26(土) 14:00	増穂浦海岸	80	富来中学校PTA	
7/27(日) 6:00	増穂浦海岸	120	富来地区公民館・富来中学校PTA	
" 10:00	増穂浦海岸	40	海洋センターフリースクール生	
" 6:00	安部屋海岸	7	安部屋区	
8/3(日) 6:00	安部屋海岸	7	安部屋区	
8/12(火) 6:00	安部屋海岸	8	安部屋区	
宝達志水町	7/5(土) 9:00	今浜海岸	36	押水漁業協同組合
	7/6(日) 6:00	宝達志水海岸	1,000	宝達志水町志雄建設業協会、押水建設業協会、町区長会、町赤十字奉仕団、町老人クラブ連合会、志雄商工会青年部、押水商工会青年
	8/30(土) 7:00	出浜海岸	50	参天製薬(株)能登工場
中能登町	6/1(日) 6:00	町内全域	5,000	地区、子ども会、女性協議会、青壮年団、実年会、老人会
	10/19(日) 6:30	町内全域	5,000	地区、子ども会、女性協議会、青壮年団、実年会、老人会
穴水町	4/12(土)	鹿波海岸	10	フィッシング倶楽部穴水釣楽会
	5/11(日)	比良海岸	40	住吉地区婦人会
	6/8(日)	穴水湾周辺・潮騒の道・宇加川海岸	250	穴水町ボランティア協議会、町職員
	7/13(日)	宇加川海岸(長浜、袖ヶ浜)	60	宇加川地区
	"	首良海岸	20	首良誠和会
	7/21(月)	前波海岸	60	石川県漁協穴水支所
	7/27(日)	前波海岸～沖波海岸	60	諸橋公民館・諸橋地区防犯委員会
	8/12(火)	宝山マリーナ周辺	50	穴水町ライオンズクラブ、向洋小、柳田小
	8/24(日)	立戸の浜海岸	100	穴水町バレーボール協会
	10/12(日)	岩車海岸	30	椿崎マリーナ海
11/9(日)	潮騒の道	10	フィッシング倶楽部穴水釣楽会	
能登町	5/25(日)	羽根海岸・五色ヶ浜・恋路海岸	210	能登町
	6/29(日)	真脇漁港海岸付近	10	石川県漁協能都支所真脇地先管理委員会
	7/20(日)	波並漁港港内付近	8	石川県漁協能都支所波並地先管理委員会
	9/27(土)	管内海岸線	30	石川県漁協小木支所
	9/28(日)	藤波漁港内	6	
	"	高倉港付近	20	石川県漁協能都支所姫地先管理委員会
	"	小浦漁港、港内砂浜付近	15	石川県漁協能都支所小浦地先管理委員会
		合計参加人数	119,785	

会の構成

クリーン・ビーチいしかわ実行委員会

名誉会長 石川県知事 顧問 石川県議会議長 石川県市長会長 石川県市議会議長会長 石川県町長会長 石川県町村議会議長会長 会長 エフエム石川代表取締役社長 副会長 国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長 石川県治水協会会長 石川県漁業協同組合 代表理事組合長 実行委員長 石川県農林水産部長 実行委員 石川森林管理署長 石川県砂防協会会長 金沢市長 七尾市長	谷本正憲 木本利夫 山出 保 中西利雄 村 隆一 谷口正一 中島克俊 蓮見有敏 西田耕豊 小川 栄 勝山達郎 中原一則 角 光雄 山出 保 武元文平	小松市長 輪島市長 珠洲市長 加賀市長 羽咋市長 かほく市長 白山市長 能美市長 川北町長 野々市町長 津幡町長 内灘町長 志賀町長 宝達志水町長 中能登町長 穴水町長 能登町長 石川県県民文化局長 石川県農業協同組合中央会長 石川県森林組合連合会 代表理事会長 石川県内水面漁業協同組合 連合会代表理事会長	西村 徹 梶 文秋 泉谷満寿裕 大幸 甚 山辺芳宣 油野和一郎 角 光雄 酒井悌次郎 西田耕豊 粟 貴章 村 隆一 八十出泰成 細川義雄 中野茂一 杉本栄蔵 石川宣雄 持木一茂 山本省五 安田舜一郎 有川光造 山口英義
---	--	--	---

幹事会

金沢市環境局リサイクル推進課主事 七尾市産業部水産課主幹 小松市経済環境部生活環境課主任 輪島市福祉環境部環境対策課長 珠洲市産業振興課長 加賀市地域振興部環境安全課主幹 羽咋市教育委員会生涯学習課主幹 かほく市市民部環境安全課長 白山市市民生活部環境課課長補佐 能美市環境安全部環境生活課主事 川北町土木課長 野々市町環境安全課主査 津幡町環境安全課長補佐兼環境係長 内灘町都市整備部産業振興課主事 志賀町商工観光課係長 宝達志水町環境安全課主事 中能登町保健環境課長 穴水町住民課主幹 能登町農林水産課担当課長 羽咋郡市広域圏事務組合環境保全課主任	小島久美子 津梅正樹 角野結子 刀禰 登 室谷道成 辰川勝則 菊澤秋典 田丸成一 松田正信 井出裕史 室谷徳一 中田清司 山本 衛 南 陽介 堀 聡 中本達也 小林玉樹 佐藤 栄 加須屋勲 南 正範	国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所海岸課長 石川県市長会事務局長 石川県町長会事務局長 石川県市議会議長会事務局長 石川県町村議会議長会事務局長 石川県県民文化局次長兼県民交流課長 石川県廃棄物対策課長 石川県観光交流局観光推進課長 石川県農林水産部次長兼水産課長 石川県土木部河川課長 石川県漁業協同組合専務理事 石川県漁業協同組合企画指導部長 石川県内水面漁業協同組合連合会参事 (株)エフエム石川 代表取締役専務・営業部長 総務部長 放送部長 東京支社長	山崎 忠 浜田健一 小泉 博 篠田 健 小泉 博 岡本正邦 西川孝蔵 橋本政人 坂本幸彦 常田功二 山本峰雄 室田承吾 餅谷良平 浦上豊成 森 秀樹 西坂正造 松村幸久
---	--	---	--

参 与

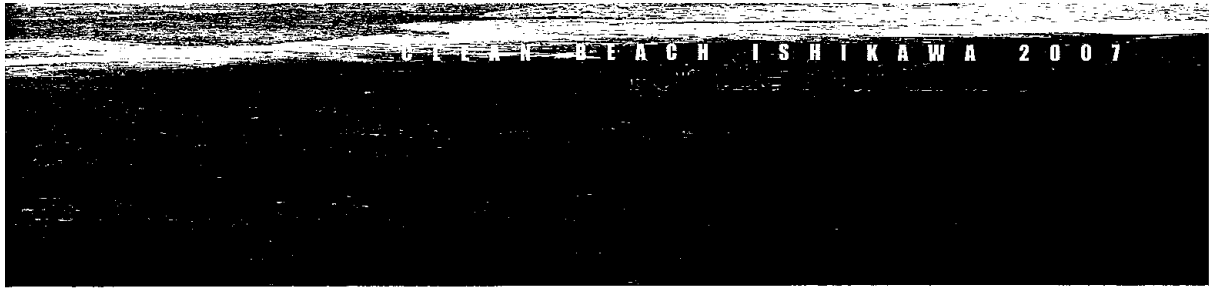
石川県教育長 金沢市教育長 石川県高等学校長協会長 石川県高等学校PTA連合会長 石川県小中学校長会長 石川県PTA連合会長 金沢市PTA協議会長 石川県体育協会長 石川県町会区長会連合会長 石川県公民館連合会長 石川県婦人団体協議会長 石川県少年団体協議会長 石川県レクリエーション協会長 日本野鳥の会石川支部長 金沢市海岸砂防協会長 金沢海上保安部長 七尾海上保安部長 国立能登青少年交流の家所長	中西吉明 浅香久美子 山下一夫 山岸富明 山中 満 北川善昭 水野浩史 谷本正憲 平田 博 小寺昭久 高田千恵子 香村幸作 神谷ますみ 矢田新平 井沢義武 山岡泰也 三國利弥 坂 直史	石川県商工会議所連合会会頭 石川県商工会連合会長 石川県経営者協会長 金沢経済同友会代表幹事 石川県鉄工機電協会長 石川県繊維協会長 石川県建設業協会長 石川県生活協同組合連合会長 連合石川会長 陶芸家 石川県水産振興事業団事務局長 石川県漁業士会長 石川県漁業協同組合青壮年部連合会長 石川県漁協女性部長 日本釣振興会石川県支部長 全日本磯釣連盟北陸支部長 全日本サーフキャスティング連盟北陸協会長	深山 彬 荒木龍平 菱沼捷二 飛田秀一 澁谷弘利 鈴木賢二 北川義信 横山和男 上田弘志 徳田八十吉 室田承吾 木戸信裕 達 明弘 新木順子 一川邦洋 道上憲一 三上 満
---	---	--	---

アドバイザー

北海道大学観光学孤島研究センター観光システム研究部門教授 金沢星稜大学人間科学部教授	敷田麻実 池田幸應
---	--------------

実行委員会会則

- 【名称】
第1条 この会は、「クリーン・ビーチいしかわ」実行委員会（以下「委員会」と言う）と称する。
- 【目的】
第2条 委員会は、関係諸機関・団体とともに全県民の協力を得て、①美しい石川の渚を取り戻し、白砂青松を蘇らせる基盤づくり②野鳥や海の生きものを残酷な被害から守る海の環境・ルールづくり③沿岸漁業資源の回復に良好な豊かな海づくり④森林、河川を守る基盤づくりを目標とする。
- 【事業】
第3条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
①クリーン・ビーチ活動の企画、諸機関との連絡・調整および推進に関すること。
②活動を、ひろく県民に周知し、参加を呼びかけ、実践を通して環境保全と市民のモラル向上に寄与すること。
③今後の活動の進展に必要な提言をすること。
- 【組織】
第4条 委員会は、名誉会長、顧問、会長、副会長、実行委員長、実行委員および幹事で組織する。
- 【会長、副会長、実行委員長、実行委員および幹事の職務】
第5条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
2. 名誉会長、顧問は、会務に関する相談に応じるものとする。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
4. 実行委員長は、実行委員を代表し、実践活動を総理する。
5. 実行委員は、クリーン・ビーチ活動を指揮し、担当地域における諸機関との連絡・調整を総括する。
6. 幹事は、実行委員を補佐し、クリーン・ビーチ活動の円滑な推進を図る。
- 【参与】
第6条 委員会に参与をおくことができる。
2. 参与は、会長が委嘱する。
3. 参与は、会務に関する相談に応じるものとする。
- 【会議】
第7条 委員会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。
2. 会議は、会長が議長となり、次の事項を審議・決定する。
①会則の制定および改廃に関すること。
②クリーン・ビーチ活動の基本的事項に関すること。
③その他クリーン・ビーチ活動に必要な重要事項に関すること。
3. 会議の議事は、出席者の同意をもって決する。
- 【専決処分】
第8条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。
2. 会長は、前項の規定により処分したときは、次の会議にこれを報告するものとする。
- 【事務局】
第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を金沢市彦三町2-1-45（株）エフエム石川内に置く。
2. 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に決める。
- 【委任】
第10条 この会則に定めるもののほか、会計監査など委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 付 則
この会則は、平成7年1月17日から施行する。
平成8年3月19日一部改正
平成9年3月27日一部改正



幹事会活動規約

石川県下の海岸線583kmを舞台に繰り上げられる清掃活動「クリーン・ビーチいしかわ」に協調、クリーン・ビーチいしかわ実行委員会のもと、全市町村が一体となって、または市民運動をあと押しして、渚（なぎさ）の一斉清掃、川筋の清掃等を実施し、海岸および自然環境の保全と地域の美化に資する。

1. 清掃活動の基本原則

- (1) 清掃活動の範囲は、それぞれの市町村または市民団体などが決めた海岸、河川、湖沼とし、運動に呼応する人たちの動員のもとにボランティア活動として実施する。
- (2) 清掃活動の実施日は、活動計画に基づくことを原則とし、天候・海況などにより、当日実施困難な場合は、中止や予備日を設けるなど地域ごとに対応する。
- (3) 清掃活動の内容は、海岸や河川、湖沼の漂着物、廃棄物の回収作業とし、回収された廃棄物などは可燃物と不燃物に分別し、実行委員（市町村長）の指示のもとに処理を行う。
- (4) 清掃活動のための資材は、県、県漁業協同組合連合会と実行委員会事務局（以下「事務局」という）が協力して管理し、調達、保管、配布のための連絡などにあたる。
- (5) 清掃活動によって生じた諸問題については、事務局が整理して報告書にまとめる。

2. 清掃活動の地域別活動計画

- (1) 清掃活動は、実行委員（市町村長）の指揮のもとに、幹事がリーダーとなって効率的に実施する。
この際、幹事はあらかじめ地域内の協議を経て事務局あてに行動計画書（別紙）を提出する。提出期限は、実施日の10日前までとする。
- (2) 清掃活動を円滑に実施するため、地域ごとに実行委員（市町村長）を中心として企画調整、動員計画、回収、分別処理、記録などの組織を編成し、責任体制を明確にする。
- (3) セレモニーやイベントの実施、集合場所の決定にあたっては、実行委員（市町村長）が必要に応じて漁業協同組合、関係機関、参加団体、事務局などと協議する。
- (4) 清掃活動に必要な軍手、ゴミ袋などは、行動計画書に基づき県が市町村へ連絡、市町村は実施日の3日前までに受理する。
- (5) 清掃活動終了後は、幹事が活動結果を報告書（別紙）にまとめて事務局に提出する。

平成7年2月14日作成
平成8年2月7日一部改正
平成9年3月27日一部改正

1.2.3 調査対象地域での「クリーン・ビーチいしかわ」の清掃活動の現状と課題

調査対象地域での「クリーン・ビーチいしかわ」の活動をベースとして、本調査を通じて明らかとなった調査対象地域での漂着ゴミの清掃活動の現状と課題について、次のとおり地域別に整理した。

- ・柴垣海岸（地点1）：これまで回収作業はなされていなかった。貴重な昆虫の生息場所であるため、作業時期が冬季から春季に制限され、作業方法も車両の通行などで制限を受ける。海岸清掃を行う際には、文化財の現状変更の手続き（石川県文化財保護条例第35条）が必要であり、関係者（石川県教育委員会文化財課、羽咋市教育委員会文化財課）からの指導を受けながら回収作業を行う必要がある。
 - ・柴垣海岸（地点2）：これまで地域住民や「クリーン・ビーチいしかわ」での回収作業はなされていなかったが、月1回（1、2月を除く）サーファーによる定期的な清掃活動が行われていた。このサーファーによる清掃活動は、クリーン・ビーチいしかわの活動と連携することとなった。また、豪雨時にヨシが大量漂着した場合、効率的な実施のためには、重機の活用を検討する。
- ・柴垣海岸（地点3）、羽咋一ノ宮海岸（地点4、5）：年2回、住民による定期的な清掃活動での回収作業がなされている。また、柴垣海岸（地点3）と羽咋一ノ宮海岸（地点4）の北側では、サーファーによる定期的な清掃活動が行われていた。豪雨時にヨシが大量漂着した場合、効率的な実施のためには、重機の活用を検討する。
- ・滝海岸（地点6、7）：年2回、漁業者による定期清掃活動での回収作業がなされている。



図 1.2-1 調査範囲

1.2.4 調査対象地域での清掃活動の現状と課題

石川県羽咋市地域（羽咋・滝海岸）における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 1.2-2 に示す。

表 1.2-2 石川県羽咋市地域における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回収	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民による定期的な清掃活動が、4月と7月の年2回程度実施されている。 ・ これ以外に、漁業者やサーファーによる清掃活動が実施されている。 ・ ゴミ袋は、クリーン・ビーチいしかわが配布している。 ・ 一部の地域が、清掃活動の対象外となっている。 ・ 一部の地域では、タイヤ、ガスボンベ、古冷蔵庫などの処理困難物の回収（運搬も）はなされていない。 ・ 豪雨時にヨシが大量漂着することがある。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃活動の対象外となっている一部の地域も、清掃活動の対象とするように検討する。 ・ 処理困難物の回収（運搬も）がなされていない一部の地域で、回収の方策を他の地域と同様になるように検討する。 ・ 豪雨時にヨシが大量漂着した場合には、重機の活用を検討する。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃ゴミは、一般廃棄物収集運搬業者の専用車にて、羽咋郡市広域圏事務組合のリサイクルセンター（クリンクルはくい）に運搬する。この可燃ゴミは、廃プラ、ペットボトルなどである。 ・ その他、ビン（ガラス類を含む）、カン（金属類を含む）はそれぞれ区分して収集し、一般廃棄物収集運搬業者の専用車にて、羽咋郡市広域圏事務組合のリサイクルセンター（クリンクルはくい）に運搬する。 ・ 運搬費用は、羽咋市が負担している。 ・ 一部の地域では、タイヤ、ガスボンベ、古冷蔵庫などの処理困難物の収集・運搬がなされていない。 ・ 信号弾などの危険物の漂着がみられることがあり、その運搬方法が明確でない。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理困難物の収集・運搬がなされていない一部の地域で、収集・運搬の方策を他の地域と同様になるように検討する。 ・ 危険物の運搬方法を定める。
処分	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃ゴミは、RDF（廃棄物固形燃料）となり、発電に利用される。 ・ 処分費用は、羽咋市が負担している。 ・ 一部の地域では、タイヤ、ガスボンベ、古冷蔵庫などの処分されていない処理困難物がある。 ・ 信号弾などの危険物の漂着がみられる。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の処分されていない処理困難物について、民間専門業者を通じた処分を検討する。 ・ 危険物の処分方法を定める。

1.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制に関する取組

1.3.1 国の取組

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」(平成19年3月)の中で、国際的な対応も含めた発生源対策を以下のように示している。

(1) 国内での発生抑制の取組

国土交通省や農林水産省等では、以下のように漂流ゴミの回収対策を含む取組を実施している。

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から、河川敷等において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。また、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいる。

港湾において、国土交通省では航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行っている。また、海洋短波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進している。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取り組みへの支援を行っている。また、漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行っている。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を進めている。

(2) 国際的な取組

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を含め、引き続き協働して取り組むよう働きかけている。

外務省は、NOWPAP 海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGOをも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図っている。

1.3.2 石川県の取組

「クリーン・ビーチいしかわ」の活動は、県民の参加による海岸清掃に留まらず、実践を通して環境保全と県民のモラル向上に寄与している。すなわち、海岸清掃に参加することが、ポイ捨て防止等の発生抑制対策につながっている。

石川県の「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」(平成16年4月施行)では、第99条「空き缶等の投棄の禁止」、第100条「事業者による散乱防止」、第101条「散乱防止活動等の推進」が制定されている。また、「石川県環境総合計画」(平成17年3月)では、「県民の取組み」として、空き缶、空き瓶、タバコの吸殻等ゴミの自宅への持ち帰り、環境美化に関する道路清掃、河川愛護、海岸清掃等の活動への参加がうたわれている。

1.3.3 羽咋市の取組

羽咋市では、保育所、幼稚園、小中学校で、環境教育に関する冊子を作成して、啓発活動を実施している。

1.3.4 地域の取組

地元の「羽咋生活学校」は、社会的に困ったこと、住みやすくすることなどをテーマにして、公的な機関や企業と交流して、話し合いで解決することを目的に活動している。同様に県レベルの生活学校や全国レベルの生活学校の組織がある。この地元の羽咋生活学校は、ふるさと作りや女性のパワーアップのために、「ゴミのひとしぼり運動」を行っており、最近この活動が認められてきた。「ゴミを意識する」と、「意識改革」につながり、今回のように海岸に漂着するゴミの回収に参加して、海岸のゴミの実態をみることによって、自分の周辺のゴミを清掃するようになり、発生源抑制につながるようになると考えているものである。

2. 石川県羽咋市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

2.1 相互協力が可能な体制作りの方向性

2.1.1 関係省庁会議とりまとめにおける体制作りの方向性

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成19年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。） 海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第5条第1項）と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第5条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」（同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針）と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

2.1.2 石川県羽咋市地域における相互協力が可能な体制作りの方向性

石川県は、「加越沿岸海岸保全基本計画」(石川県、平成14年6月)において、「2. 海岸の保全に関する基本的な事項」で「2-1 海岸の現況」を示した後、「2-2 海岸保全の方向及び施策」の中で「2-2-2 防護・環境・利用に関する施策と防護の目標」、「(2) 海岸環境の保全に関する施策(環境面)」の一つに「海岸環境保全活動」を挙げており、以下のように、「ボランティア活動をさらに大きく育成し、ゴミを川に流さない運動と気運を高めるよう啓発に努める」旨を示している。

<70 ページ>

美しいなぎさや生物にやさしい海岸環境を保全するために、地域の住民や団体、有識者、行政など海岸に関わる関係者が連携し、定期的な活動を実施していくことにより、「クリーンビーチいしかわ」等のボランティア活動をさらに大きく育成していくよう努める。

<71 ページ>

さらに、石川の海岸ゴミの実態を紹介する「ゴミMAP」を作成して、海岸愛護活動の拡大に努めるとともに、山から海に至る地域で、大人から子供に、ゴミを川に流さない運動と気運を高めるよう啓発に努める。

前項の「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」及び上記の石川県の海岸保全に関する基本的事項を受けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、各地域に県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を策定していくこととした。

今後は、この地域検討会をベースとして、関係者との連絡調整等を担う協議会等へ発展させ、関係者間の役割分担や、適正な漂流・漂着ゴミの回収・処理、発生源対策等の対策のあり方を議論、整理していくことが望ましい。その際には、本モデル調査によって得られた各種の技術的知見等を積極的に活用していくことが期待される。

図2.1-1は、現時点で想定される関係者間の役割分担の模式図であり、引き続き協議会等の場で議論をし、地域の実情に適した体制づくりを進めていくことが適当である。

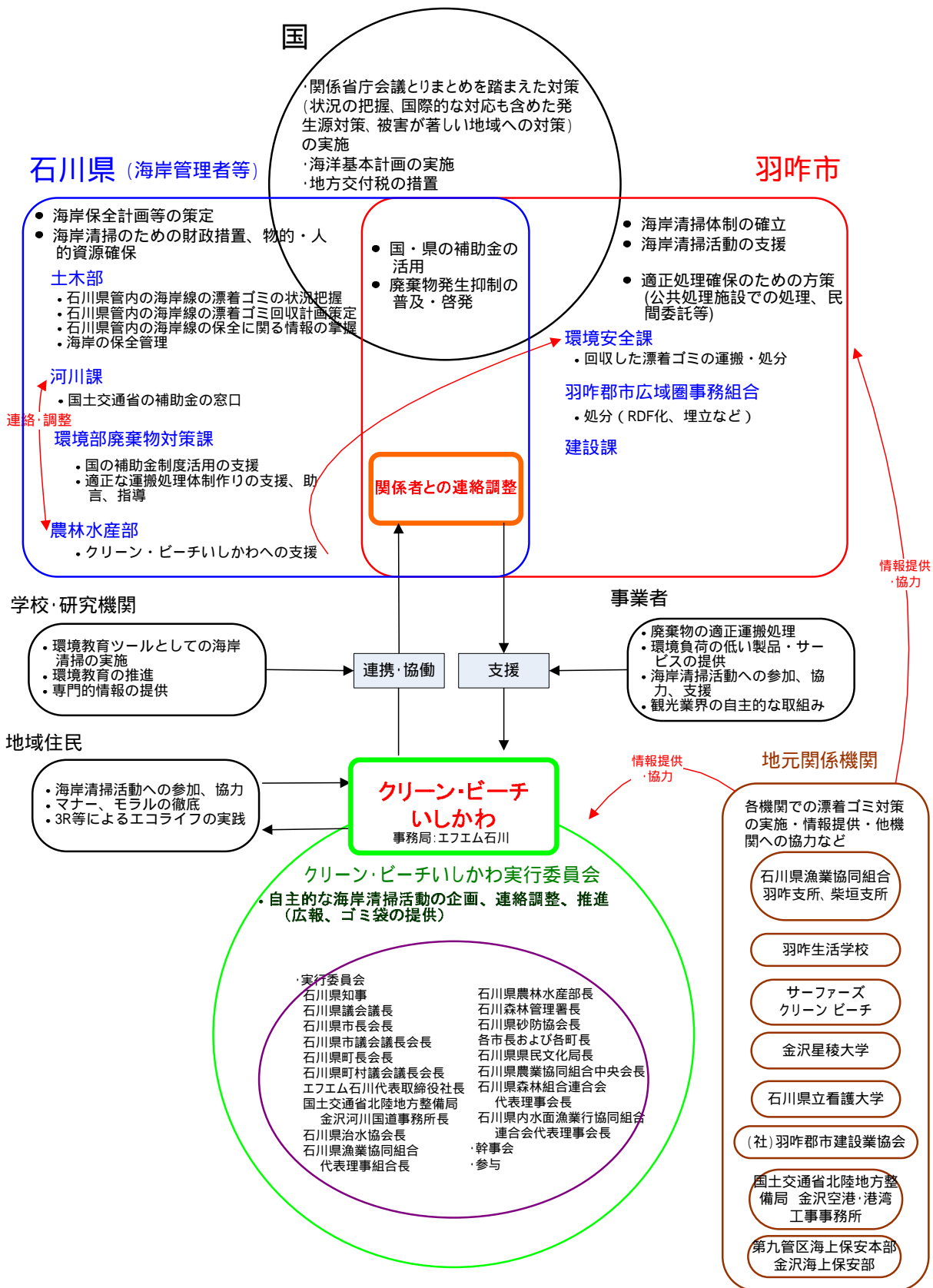


図 2.1-1 関係機関・団体の役割分担 (案)

2.2 海岸清掃の体制のあり方の方向性

石川県においては、既に、全県を上げたクリーン・ビーチいしかわによる県民参加の海岸清掃の取組が精力的に行われている。今後の海岸清掃の体制としては、このクリーン・ビーチいしかわによる海岸清掃体制を基本に、地域の関係者の協力を得ながら、より活発な活動に発展させていくことが適当である。県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される協議会等の場で、関係者の役割分担、回収した漂着ゴミの処理ルート等の検討を進め、その際には、本モデル調査によって整理した「効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法（モデルケース）」を参照していくことが望ましい。

以下に調査結果を踏まえ、国、石川県、羽咋市、地域住民等として望まれる役割（案）を示す。

< 国の役割 >

関係省庁会議とりまとめを踏まえ、その対策のため被害が著しい地域への支援の一環として、補助金制度が大幅に拡充されている（「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」（農林水産省、国土交通省）や「災害等廃棄物処理事業補助金」（環境省））。国の役割としては、この地域で問題となっている災害等により突発的に押し寄せる漂着ゴミに対して、これらの補助金の交付により回収・処理を支援することである。

この補助金の使用では、漂着する量などの条件が厳しく、利用できない場合が多い。このため、県と市としては採択基準の緩和を求めている。しかしながら、できる限り地域の声に応えるべく既に制度の拡充を行っており、さらなる補助金の拡充も今後の検討事項ではあるが、まずは制度の周知徹底及び活用の呼び掛け、効率的な運用を図っていく方向である。

また、対象地域は自動車の進入が可能な海岸として有名な観光地であり、常に清潔さを求められる場所である。そのため、医療系廃棄物や外国製プラスチック容器など安全性に問題がある漂着ゴミについては迅速に対応する必要がある。国としては、これらの漂着ゴミについて、県等の協力を得て、漂着状況の把握、事故防止のための注意喚起を引き続き行うことが求められる。

< 石川県の役割 >

海岸管理者は、既に策定した「海岸保全基本計画」に基づき、漂着ゴミ対策に係る取組を着実に実施する。また、現在、タイヤ、ガスボンベ、古冷蔵庫などの処理困難物の回収・処理の対応に苦慮している状況を鑑み、予算を措置して適正に処置するなどの検討が望まれる。

また、海岸管理者である石川県では、海岸保全施設等に影響を及ぼすような大規模漂着ゴミが発生した場合には、その除去に積極的に対応することとしているが、総延長 580km に及ぶ海岸線において、通常、漂着するゴミの清掃に関しては、地域ボランティアの協力を得ることが不可欠であると考えており、このため、海岸愛護思想の普及や「クリーン・ビーチいしかわ」に対する助成を通して、こうした活動の一層の普及を図ることとしている。

上記のクリーン・ビーチいしかわは、全国的にも1つの先駆的な事例である。この意識を高めることとその活動を拡張していくことが非常に有効であると思われる。そのため、

このような活動の普及を支援するための支援について、環境省から県や市町村を通じての予算や事業が1つの対策となる。また、クリーン・ビーチいしかわに協議会等を設けて、継続的に検討する方向性もあるだろう。

< 羽咋市の役割 >

クリーン・ビーチいしかわの海岸清掃活動を、石川県と連携し、その活動費を助成するなど、引き続き支援することが望ましい。

また、クリーン・ビーチいしかわや、その他のボランティアにより回収されたゴミの処理（羽咋郡市広域圏事務組合が所有する一般廃棄物の処理施設で処理可能なゴミ）については、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する羽咋市が可能な限り処理することが適当と思われる。一方で、回収されたゴミの量や質によっては、羽咋市に処理費用の負担が過度に掛かっている場合も多々あり、この点について関係者による費用分担の可能性について検討する必要があると思われる。

市町村からは、年2回のクリーン・ビーチいしかわの活動を始め、収集した海岸ゴミの処分費について、交付金や補助金で県が一部負担することを要望したいという意見も出ている。

処理困難物や危険物については、その回収・処分に支障が出ている面もあることから、協議会等の場でこのような漂着物に対する対応方針や、対処するに当たっての役割分担等について検討を進めていくことが適当である。なお、危険物の運搬や処分の取扱いに関しては、国土交通省が別途マニュアルを検討中であるので、これの完成を待つこととする。

一部の地域では、タイヤ、ガスボンベ、古冷蔵庫などの処理困難物は、回収や運搬がなされていないが、羽咋市では民間専門業者を通じての処分が可能であるため、上記の体制の中では、回収の対象とするように、関係者で検討することが望ましい。

豪雨時にヨシが大量漂着した場合には、本調査でレーキドーザ等の重機を用いた回収方法が検討されたので、今後はこれを試行して具体的な実行に向けた検討を行うことが考えられる。

< 地域住民等の役割 >

「海岸の清潔の保持」を行っていく上で、地域環境の保全や美化活動に係わる地域住民等のボランティア清掃には大きな意義や役割があると考えられる。そのため、今後も継続して、クリーン・ビーチいしかわを中心とした海岸清掃活動に積極的に参加していくことが望まれる。

現地の清掃体制としては、市民憲章に基づく住民による定期的な活動の他、漁業者やサーファーによる定期的な清掃、その他不定期な清掃活動が盛んであり、さらに今回、文化財関係の清掃活動が新たに立ち上がった。また、サーファーの清掃活動も、この際に「サーファーズ クリーン・ビーチ」と名づけて、クリーン・ビーチいしかわの活動と連携するようになったため、調査対象地域の清掃体制は、より総合的に推進されることとなった。これらへの支援が重要である。

市町村や地域住民があらゆる場所で、海岸の愛護、海岸のゴミ、河川や地域全体でのポイ捨て防止に至るまでの取組を促進する必要があるが、そのために具体的に役割を分担することが重要である。これについては、これからの課題で、本地域検討会のような場で関係者が集まりながら、それぞれの役割分担を議論していくという状況になっている。まずは、議論を進めて、どういった形であれば、この地域で清掃や処理がやりやすいのかとい

うことを議論していくことが重要である。

団塊の世代が定年になるので、ボランティア活動に向ける社会となってくると思うが、団塊世代を活動させるにも、クリーン・ビーチいしかわのような母体が重要である。

2.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性

2.3.1 国内由来の漂流・漂着ゴミに関する取組

環境省は漂着ゴミ問題の普及啓発のため、その現状と影響等を整理したパンフレットを作成中である。完成したパンフレットはモデル調査の結果も合わせて地方自治体と共同で普及を進め、海ゴミ問題に対する一般の認識を醸成していく予定である。

一方、本モデル調査の結果から、漂着ゴミの発生源については、韓国、中国等の海外由来のものが確認されているものの、主として日本由来（主に同一県内由来と考えられる）のゴミが多く確認されている。

このうち、ゴミの種類としては、食品、飲料、生活雑貨等の生活系のゴミが大部分を占めており、生活系のゴミの発生抑制が重要と考えられる。ゴミの量的な面からは、羽咋川の河川敷の草刈をしたヨシが問題である。梅雨や台風の豪雨時に、羽咋川流域に大量の降雨が発生すると、河川敷に放置された刈り取り後のヨシが、河川を經由して沿岸に漂流し、海岸に大量に漂着している。

漂流・漂着ゴミに関する他の調査結果などからも、国内由来の漂流・漂着ゴミは河川を通して漂着するケースが多いことが指摘されており、上記の生活系のゴミやヨシなどの対策も羽咋市内を流れる羽咋川の流域をベースとし、海岸側だけでなく上流側も含めた取組が重要であると考えられる。

ゴミの種類別に、主たる排出者、発生原因や経路、発生抑制対策について、一般論的に考えられる状況を整理した結果を、表 2.3-1 に示す。なお、この表に記載した主たる排出者等については、すべてにおいて確たる証拠はなく、現在得られている知見及び本調査での聞き取り調査等を踏まえた推定である。

表 2.3-1(1) 発生源（排出者）が特定できるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	釣り用具（釣り糸、ルアー、釣りえさ袋・容器等）	釣り人	釣りの最中の不注意による排出、意図的な放置や投棄	釣り人のマナー向上。クリーンアップ活動・参加型海ゴミ調査への参加等による海ゴミ問題の普及啓発。生分解性素材を用いた釣り具の普及促進。
生活系	レジャー用品（シート類、引火機材、おもちゃ等）、食品の包装・容器、袋類、飲料用プラスチック・ガラスびん・缶	レジャー利用者	レジャー行為中の不注意による排出、ポイ捨て、意図的な放置や投棄	マナーの向上及びゴミの家庭への持ち帰り。海ゴミ問題の普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。監視・取締りの強化。
生活系	タバコの吸殻・フィルター・パッケージ・包装、使い捨てライター	喫煙者	ポイ捨て、吸い殻入れからの漏出	マナーの向上。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。
漁業系	カキ養殖用パイプ	カキ養殖業者	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	養殖業者に対する海ゴミ問題の普及啓発。漁業協同組合による回収したカキ養殖パイプの買取。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
漁業系	ウキ・フロート・ブイ	漁業者等	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	メーカー、販売店、使用者の全体の協力により回収処理・リサイクルの更なる推進。発泡スチロール製フロートにはカバーの装着等により劣化・破片化の防止。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
漁業系	漁網、ロープ、かご漁具、電球、魚箱、フジツボよけリング等	漁業者等	作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	漁業者の意識改革の徹底。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
事業系	物流用パレット	運輸関係の事業者	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底、意識の高揚。
事業系	荷造り用ストラップバンド	運輸関係の事業者	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底、意識の高揚。
事業系	樹脂パレット	プラスチック系素材製造・加工等事業者	製造・加工工程等からの漏出	作業現場における漏出の防止の取組にもかかわらず発生量の減少が見られないことの原因究明、取組の評価・見直し。プラスチック製品の材料としての用途以外の使用者は、その使用量や管理状況等の実態把握。
事業系生活系	農業資材（肥料袋、苗木ポット等）	農家、一般家庭	家庭菜園も含む農作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	農業組合等に対する海ゴミ問題の普及啓発。河川敷での農業における資材管理の徹底、廃棄物の適正処理の推進。地域住民も一体となった監視の強化。
事業系生活系	木材等	建設事業者、一般家庭	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底。行政・地域住民が一体となった不法投棄の監視強化。
事業系生活系	タイヤ	事業者、一般家庭	保管時の管理不足、意図的な放置や投棄	保管施設・業者による管理の徹底。行政・地域住民も一体となった不法投棄の監視強化。自動車業界への注意喚起

表 2.3-1(2) 発生源（排出者）が特定できない、不特定多数であるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発生原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	飲料用プラボトル・ガラスびん・缶、ふた・キャップ、プルタブ	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの漏出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。回収・処理過程での漏出防止。ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてリユース・デポジット制の導入の検討。
生活系	食品の包装・容器、袋類、6パックホルダー、ストロー・マドラー	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	食器(わりばし含む)、くつ・サンダル、漂白剤・洗剤類ボトル、スプレー缶・カセットボンベ、衣服類、紙おむつくぎ・針金、電池(バッテリー含む)「金属類、その他の人工物」	不特定多数	意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	家電製品、家具	不特定多数	意図的な放置や投棄	行政・地域住民が一体となった不法投棄の監視強化。
自然系	流木、灌木	-	土石流や洪水流に伴って溪畔林や溪流沿いの森林、荒廃地、さらには河川内に発達した河畔林が侵食を受けて、流木が発生 ^{注1)}	溪畔林・河畔林管理の充実及び荒廃地の復旧による発生抑制対策。さらには流木捕捉施設等の整備など流木の流下抑制対策の実施 ^{注1)} 。
自然系	アシ・ヨシ	-	刈り取り後に放置されたアシ・ヨシが海に流出	アシ・ヨシが漂着ゴミになることを周知し、刈り取り後の適正処理・有効利用を推進。

注1) ダム貯水池における流木流入災害の防止対策検討調査報告書(林野庁・国土交通省、平成19年3月)

以下、調査対象地域で主に確認されたゴミの種類別に、発生抑制対策をまとめる。

生活系ゴミ対策

調査結果からは、ペットボトル等のプラスチック類のゴミを始め、多種多様な生活系のゴミが漂着していた。第 3 章の「3.2 ライターを用いた国内発生源の推定 (p. 41)」の結果からは、羽咋川流域とその近傍がその発生源となっていた。また、第 3 章の「3.4 一年間に回収されたゴミの量」での図 3.4-2 で示した「市街地のゴミの状況」写真 (p. 52) でも、多種多様な生活関連物が、ゴミの原因となる状況が把握された。

これらに対しては、まず第一にポイ捨て防止等の普及啓発の取組を進めることが適当である。石川県については、県全体を上げた取組である「クリーン・ビーチいしかわ」により、海岸清掃への参加を通じた啓発活動はなされているものの、引き続き取組の強化に努めていくことが重要である。

さらに、心無いポイ捨てもあるが、発生源となっていることを意識していない場合もある。このため、上流側も含めた流域内での啓発活動（広報、イベント、シンポジウム、クリーン・ビーチいしかわの活動報告、本調査の結果の公表など）が重要であると考えられる。

本調査に参加した地域住民の意見では、海岸に漂着するゴミを回収することによって、「ゴミを意識する」と、「意識改革」につながり、自宅周辺のゴミを清掃するようになり、発生源抑制になるということであった。この点に関して、地域住民の教育を推進しながら、その効果を把握する意識調査や継続調査が必要であると考えられる。

また、羽咋市の千里浜海岸は、自動車の進入が可能な海岸として有名な観光地であり、県内もさることながら、他県の観光者や釣り人による心無いポイ捨て等を防止するための周知も重要であると考えられる。

さらに、これら上記のことは、先に言及した「市街地のゴミの状況」写真にあったように、農業系の苗木ポット、農地に放置された木材、駐車場の段差を解消するための角材などは、利用された後に不用意に放置されたり、豪雨時にその場から流出することによってゴミになってしまう可能性があるものについても、発生抑制対策は、同様にあてはまる。

一方で、羽咋川に流出する支川での回収の方が、羽咋川本流での回収よりも労力は少ないと考えられる。ゴミは出水時に発生するために、このような時期での本流でのゴミの回収には非常な困難が伴う。発生源に近い所での対策の方が、労力がかからず効果的である。したがって、市街地や農業用の水路でのスクリーンなどによるゴミの回収方法は、より望ましいと考えられる。

ヨシ対策

羽咋川水系では、河川愛護のために水防月間である6月第1週の日曜日に、ほとんどの河川で地域の住民が草刈りをしている。県の土木部の指導により、河川の草が流水を阻害しないように、梅雨時の増水対策を目的として実施されており、河川の斜面や土手の草も含めて河川敷の草を刈っている。

1週間または10日間程度、刈取りした現場に放置した後に焼却する場合もあり、6月は梅雨どきでもあるため、本調査を実施した期間中に豪雨に見舞われた結果、邑知潟（おうちがた）に島状にヨシが堆積し、これらを県の土木部で取り上げた経緯もある。

海岸でのヨシの漂着状況や河川での分布状況を図2.3-1に示す。海水浴シーズンに海岸に漂着したヨシは、景観を大いに阻害していた。また、羽咋川の上流部の中能登町付近の川幅は狭く、ヨシも河川の土手周辺に生育していたが、下流部では河幅も広く、ヨシは河川敷に広く生育している状況にあった。



海岸でのヨシの漂着



羽咋川水系の上流部



羽咋川水系の下流部



羽咋川水系の下流部

図 2.3-1 海岸でのヨシの漂着状況や河川での分布状況

このヨシの処分は、次に示す方法が考えられた。

・草刈時の河川敷での焼却処分

第 2 章の「2.3.5 回収・処理費用のまとめ」で示した「流木等の野焼きについて」(p. -33)によれば、草刈時の河川敷でのヨシは焼却可能であり、管理者の管理のもと、消防関係者への事前報告を必要とする。しかしながら、刈取り直後のヨシは水分を含んでおり、簡単には火が付かないという状況があり、また、河川敷に放置して乾燥させる方法が考えられるが、乾燥中に豪雨がくる場合も考えられる。また、発生する煙に対する地域住民からの苦情もあり、焼却処分が可能な地域とそうでない地域がある。

- ・回収して焼却処分

回収して適当な場所での焼却は理想的である。しかしながら、河川での刈取り作業は、地域住民による河川愛護として実施されているために、炎天下での刈取り作業だけでも負担が多く、回収作業までは難しい状況にもある。

- ・有効利用

ヨシの有効利用として、堆肥化、すだれなどの日よけの作成などがあるが、いずれにしても回収作業が必要である。経済的に見合わなければ難しいものと考えられる。

さらに、この作業に従事している町会の責任者によるヒアリングの結果では、次のような状況であった。

ヨシの河川からの取上げについては、特に指示されていないので実施していない。海岸での漂着ゴミにヨシに問題があるとすれば、その対応は可能であると思われる。水分を多く含んでいるため、その場での焼却できないが、取上げた後2~3日乾燥させれば、焼却処分は可能であると思われる。その場合は、県か市が回収して焼却に対応することになる。刈り取ったヨシを放置することによって海岸で問題となることは、刈取る住民は知らないもので、その情報を提供することが重要であると思われる。体制作りや話し合いが重要で、対応すべき事項としての理解は得られると思われる。

また、このヨシの処分を担当する羽咋郡市広域圏事務組合の担当者によると、これらのヨシの処分は、施設の規模や能力からは受入れ可能であるという判断が示されている。この河川のヨシの処分は、砂や塩分が付いていないため、処分施設の機械の受入れの面でも、海岸での回収と比べてメリットがある。

この羽咋川水系から流出するヨシを海岸で重機を用いて回収する費用は、第 3 章の「2.3.5 回収・処理費用のまとめ」の表 2.3-2 (p. 32) で示したように、運搬・処分費を含めて約 340 万円、重機の費用だけでも約 230 万円と推定された。ここで、羽咋川水系で刈取ったヨシをその時点で回収して処理する費用を概算見積って、これと比較する。海岸で回収した第 5 回調査と第 6 回調査のヨシの合計は約 17t と同量とし、したがって運搬・処分費も同額とし、河川敷から近傍の道路まで搬出する建設作業員の人件費を推定し、重機の費用と比較した。作業内容として、刈取ったヨシを束ねて、河川敷のある程度の距離を、リヤカーなどを使用しないで歩行で移動し、人力のみで搬出する状況が想定された。本調査結果では、表 3.2-16 (p. 92) に示すように、人力のみの搬出の回収効率は最大で 10kg/h/人 (表中の) で、また、長距離を搬出した回収効率は 14kg/h/人 (表中の) であった。ヨシはある程度密生しているため、回収時間にかかる手間が少ないことなどを考慮すると、回収効率は 20kg/h/人程度が妥当であると考えられる。そこで、必要となる建設作業員の人数は、1 日 8 時間労働、作業員単価 10,300 円/人日とすると、次のようである。

$$17 (t) \div 20 (kg/h/人) = 850 (h) = 106 (人日) = 1,091,800 (円)$$

したがって、上流側の作業員での対応の費用は約 110 万円、重機による費用は約 230 万円となり、上流側での対応の費用の方が約 1/2 である。

なお、ヨシの大量漂着時には、ペットボトル、飲料缶、プラスチック類、木材なども混在していた。これらは、市街地の中でポイ捨てされたり、放置されたりしたものが、降雨などで流出してきたもので、「フラッシュアウト」と呼ばれているものであると考えられ、上記 で示した事項も、本項と密接な関係がある。

2.3.2 海外由来の漂流・漂着ゴミに関する取組

海外由来のゴミに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である。

特に、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」は、2006年から開始された海洋ゴミプロジェクトが精力的に進められており、環境省は本モデル調査の成果等をNOWPAPを通して各国に発信しており、NOWPAPを通じた協力関係が強化されつつある。さらに、ハンゲルが表記された廃ポリタンク等、海外からの大量の漂着ゴミが確認された場合には、関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等を継続的に行っていく必要がある。

3. 漂流・漂着ゴミ対策の実現に向けて

以上、これまでの現地調査・文献調査等で得られた調査結果の解析・評価及び地域検討会における協議の結果によって、漂流・漂着ゴミ対策のありかたの方向性が示された。漂流・漂着ゴミ対策の大きな柱は、「清掃活動」及び「発生抑制」であり、具体的対策、その実施主体者や実行計画等を明らかにし、漂流・漂着ゴミ対策の実現に向けて努力することが望まれる。

ここでは、「清掃活動制」及び「発生抑制」に関し、具体的対策と実施主体の役割分担、実施目標期間についてまとめたロードマップを表3-1に示す。

この内容は、第6回地域検討会（2009年2月）において検討し、出席者の総意として承認されたものである。

表 3-1(1) 漂流・漂着ゴミ対策を実現するための必要項目と役割分担(案)

	方 策	具体例・説明等	行政		民間					期間		備 考
			国	石川 県	羽 咋 市	地 域 住 民	サー ファー 等	教 育 ・ 研 究 機 関	事 業 者	N P O 団 体 等	短 期 実 施	
情報 収集 と 発 信	漂流・漂着ゴミ問題の 窓口の一本化	漂流・漂着ゴミ問題専 用窓口の設置と一般 住民へ周知										環境省による。 クリーン・ビーチいしかわが窓口の役割をし ている。
	清掃活動情報の収集と 発信	一般紙、HP、広報誌 等										港湾区域と隣接海岸での清掃活動を事務 所HPで紹介することを検討中である。 クリーン・ビーチいしかわが(年間)活動報 告を出版、HPもある。
	清掃活動成果の集約	海ゴミ問題専用窓口 への集約										クリーン・ビーチいしかわが(年間)活動報 告を出版、HPもある。
	漂着ゴミの実態把握調査	海岸における調査(空 撮も含む)										環境省による。 県が海辺の漂着物調査を実施している。
	実態調査のデータ提供	一般紙、HP、広報誌 等										環境省による。 県が海辺の漂着物調査結果をNPECに提 供している。
	危険・有害ゴミの漂着 状況把握及び提供											環境省による。 県と市は大量のポリタンクの漂着や、木材 の漂着に対応している。 港湾区域内で、海上保安部より情報提供を 受け、港湾管理者へ提供する。
ゴミ の 回 収	回収作業への職員派 遣											住民による定期的な清掃活動時に市の職 員が協力している。
	回収作業員の募集	HP、広報誌、地域無 線等										県が産廃協会にボランティアを要請した。 清掃活動情報とともに、国交省の地方事務 所HPで紹介することが可能である。
	回収作業の実施	実施主体										クリーン・ビーチいしかわ等の活動時に、町 内放送、回覧板、学校で周知している。 港湾区域内で国が実施する工事で、請負 者との協議により清掃活動も可能である。 住民による定期的な清掃活動をしている。 サーファーによる活動がある。
	回収作業への参加	参加										港湾区域内で国が実施する工事で、請負 者との協議により清掃活動も可能である。 市職員、住民、サーファー、学生、社員が 参加している。
	他の海岸事業・活動へ の回収活動の組み込 み	植林、イベント等										港湾区域内で国が実施する工事で、請負 者との協議により清掃活動も可能である。 クリーン・ビーチいしかわでの森づくり活 動や、イベントとしてビーチパレー、ジェツ スキー、コンサート等の事例がある。
	回収活動の単位化の 呼びかけ(教育機関)	大学、高専、専門学 校、高校等										金沢星稜大学では実施予定である。
	危険・有害ゴミの管理 者派遣	注射器、信号灯、薬 品入りのポリタンク等										ポリタンクの内容物の有害の判定は、県職 員が実施している。 大量のポリタンクや木材の漂着では、現地 視察している。
	運 搬	ゴミ運搬車両による運 搬(委託を含む)	一般廃棄物									
委託業者による運搬		処理困難物										同上
参加者による運搬		自己運搬										
産廃協会のボランティ ア		漂着木材										県が産廃協会に要請した。
処 分	一般廃棄物	費用負担の役割										市は住民による定期的な清掃活動で対応 をしている。
	処理困難物	費用負担の役割										同上
	適正処理の助言・指導											環境省による。 海岸での清掃活動で県や市は処理困難物 の対応を教示している。
	適正処理に向けた協 力											環境省による。 海岸での清掃活動で県や市は処理困難物 の対応を教示している。
	野焼きの管理もしくは 実施											薄海岸はゴミの持出しが困難であるため、 実施を検討する。ただし、発泡スチロール は燃やさない。
	産廃協会のボランティ ア	漂着木材										県が産廃協会に要請した。

表 3-1(2) 漂流・漂着ゴミ対策を実現するための必要項目と役割分担(案)

	方 策	具体例・説明等	行政		民間				期間		備 考	
			国	石川 県	羽 昨 市	地 域 住 民	サ ー フ ア ー 等	教 育 ・ 研 究 機 関	事 業 者	N P O 団 体 等		短 期 実 施
清掃活動	財政的支援	国の災害補助金制度の周知徹底										北陸管内の各県、市の関係者向けに事業の説明会を実施している。
		県から市町村への支援(災害時)	災害等廃棄物処理事業補助金、災害関連緊急大規模漂着流木									
	県から市町村への支援(通常時)	国の補助金の要件を満たさない場合の補助金										
	(特定海岸)	国の補助金の要件を満たさない場合の補助金										
	県・市町村から地域住民、活動団体等への支援	民間企業、団体からの助成金・寄付										企業はクリーン・ビーチいしかわに助成している。
	民間資金・資材の活用	参加ボランティアへの交通費助成										
物的支援	活動時の消耗品の提供	ゴミ袋、軍手、飲料等										クリーン・ビーチいしかわはゴミ袋を配布している。
	自治体保有の車両・重機等の貸出・提供											千里浜海岸の清掃活動では、県保有の重機(レーキドーザ等)を貸与し、羽昨都市広域圏事務組合で対応している。
	チェーンソー等の貸出	オペレータ付										住民による定期的な清掃活動時に市の車両が出動している。
情 報 的 支 援	継続したボランティア活動に対する表彰	個人や団体の首長への表彰										環境省による。 県には、「ふるさと石川環境保全功労者知事表彰」の表彰制度がある。 「海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動」国土交通大臣表彰を「クリーンビーチ内灘作戦」が受けている。 市では、制度を創設する方向で準備を進めている。
	ボランティア参加者の顕彰	広報誌への氏名掲載等										クリーン・ビーチいしかわで3名を表彰した。
	回収作業実施時の首長訪問	謝意表明										住民による定期的な清掃活動時に、すべての会場で実施している。
組 織 作 り へ の 積 極 的 関 与	地域ボランティアの緩やかな協働化への働きかけ	NPO、自治会との協働										環境省による。 港湾事業に関する地元説明会等の場で説明・働きかけが可能である。 市の生涯学習課が町長会でお願いしている
	プラットフォーム作りの呼びかけと参加	行政、民間企業、NPO等の参加者が対等な立場の組織作り										クリーン・ビーチいしかわでは、町内会への清掃活動参加の呼びかけのお願いをして港湾事業の立場から、それぞれのあり方を認識した中で協働することを検討する。 過去にプラットフォームを実施し、現在の体制が出来上がった。現在も、事前打合せ等、準備の打合せを行っている。
	海岸管理者主導の地域組織の形成	海岸管理者がリーダーシップをとる組織										市は県に組織づくりを望む。
	関係自治体との連携	他県や内陸の市町村との連携										環境省による。 クリーン・ビーチいしかわ事務局には海岸をもたない市町村も参加している。
	関係団体との連携	他地域のNPO、民間企業との連携										環境省による。 クリーン・ビーチいしかわ事務局には関係団体も参加している。
	関係者との連絡調整	海ゴミに関する協議会や検討会の設置										環境省による。 石川県廃棄物担当部課長連絡協議会を開催している。 港湾事業の立場から、それぞれのあり方を認識した中で協働することを検討する。

表 3-1(3) 漂流・漂着ゴミ対策を実現するための必要項目と役割分担（案）

	方 策	具体例・説明等	行政			民間				期間		備 考	
			国	石川 県	羽 咋 市	地 域 住 民	サ ー フ ア ー 等	教 育 ・ 研 究 機 関	事 業 者	N P O 団 体 等	短 期 実 施		長 期 実 施
発生抑制	広報・啓発	関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築											港湾事業の立場から、関係省庁間の連携を踏まえ構築する。
		関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等											クリーン・ビーチいしかわ事務局は、韓国の釜山と交流し、ゴミ拾い参加のために韓国から来日した。
	アダプトプログラムの実施、充実、参加											港湾事業の立場から、関係省庁間の連携を踏まえ構築する。	
	広報・啓発(漂着ゴミ問題の周知と発生抑制の呼びかけ)	一般紙、HP、広報誌、TV、イベント等										クリーン・ビーチいしかわ事務局は、大日本水産会に漁業交渉時に申し入れをお願いし	
	環境教育の充実	小・中学校・高校等										環境省による。	
	製造・小売業者を巻き込んだキャンペーン、ワークショップ等の実施											港湾事業の立場から、関係省庁間の連携を踏まえて対応を検討する。	
	一般住民等を対象としたイベントの実施	海ゴミアートの作成、展示等										NPOクリーンふくおかの会が環境学習用冊子を作成しているため、クリーン・ビーチいしかわ事務局は同様なものの企画を考えて環境省による。	
											輪島港で「七つ島」で漂着ゴミの調査・回収を通じた体験学習を11年間実施している。		
											県は、環境教育の実施を計画中である。		
											市は保育所、幼稚園を含めて、冊子を作成して実施している。		
											環境省による。		
											なぎさ国際シンポジウムを開催した。		
											クリーン・ビーチいしかわで実施した。		

：実施中、 ：実施予定・実施検討中、 ：実施を望む
「実施を望む」のうち、短期：すぐに実施可能、長期：今すぐはできないが長期的に実施可能